

入札参加の皆様へ

赤磐市財務部 管財課

建設工事と技術者の配置について

建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者の適正配置については、建設業の健全な発展の促進を図ることを目的として令和5年10月16日付けで通知しているところですが、その取り扱いの一部を改正しましたのでお知らせします。

第1 建設業法で必要とする技術者等

1 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業 : 国家資格者、実務経験者(年数規定有)
- ・特定建設業(指定建設業) : 一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業(指定業種以外) : 一級国家資格者、指導監督の実務経験者(年数規定有)

- ◎ 営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。

◎ 営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。

 - ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
 - ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
 - ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼務が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。

◎ 2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。

◎ 営業所専任技術者が建設業の許可基準の一つである経營業務の管理責任者の要件を満たしていれば、これを兼ねることもできます。

2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。

(1) 主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

(2) 監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(4) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

(5) 技術者の条件

市の発注する建設工事等においては契約締結先の技術者を配置することが義務付けられています。

工事請負契約書 11 条第 7 項

監理技術者等及び専門技術者は、契約締結先の営業所に、入札の申し込みのあった日以前 3 箇月以上在籍している職員から選任し、配置しなければならない。

3 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第 26 条第 3 項）

公共性のある工作物に関する請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の工事に設置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼務はできません。

また、技術者（主任技術者又は監理技術者）を工事現場に専任で設置する場合、専任期間は契約工期が基本となりますが、以下の期間については発注者との協議により工事現場への専任は要しません。ただし、専任を要しない期間であっても、常駐や専任を要する他の工事現場に配置することはできません。

- ① 請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの準備期間
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成后、検査が終了し、事務手続及び後片付け等のみが残っている期間

◆ 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） （土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園）			指定建設業以外（左以外の22業種）		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
営業者に必要な技術者の資格要件		①一級国家資格 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請総額	5,000万円以上 ※1	5,000万円未満 ※1	5,000万円以上は契約できない ※1	5,000万円以上 ※1	5,000万円未満 ※1	5,000万円以上は契約できない ※1
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格 ②大臣特別認定者	①国家資格者 ②実務経験者		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①国家資格者 ②実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,500万円（※2）以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	国、公共団体等発注の場合は必要	必要なし		国、公共団体等発注の場合は必要	必要なし	
	監理技術者講習の必要性						

※1 建築一式工事の場合：8,000万円

※2 建築一式工事の場合：9,000万円

4 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

建設業法では、請負契約の履行に関し、請負人が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手方に通知すべきことを規定していますが、その資格等については、規定されていません。

しかし、赤磐市では工事請負契約書等により、現場代理人について以下の条件を規定しています。

(1) 現場代理人に工事現場の常駐を求めており、他の工事と兼務できないこと。

工事請負契約書第 11 条第 2 項

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 13 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

この場合において、常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

(2) 一定の要件を満たす場合は、現場代理人の常駐を緩和することができること。

工事請負契約書第 11 条第 3 項

発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

下記ア、イ又はウに該当する場合には、現場代理人の兼務を認めます。

ア 赤磐市、国及び県が発注する工事で、次のすべての要件を満たす場合

(ア) 兼務件数は合計 3 件以内（（ウ）の災害復旧工事を除く）であること。

(イ) 工事場所が赤磐市内であること。

(ウ) 当初請負金額（税込）（建築一式工事は当初請負金額の 2 分の 1）の合計が 4, 0 0 0 万円未満であること。

(エ) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制を確保し、発注者が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等の適切な対応を行えること。

(オ) 兼務する工事現場のいずれかに常駐していること。

イ 赤磐市が発注する同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で赤磐市が認めるもの（諸経費調整対象工事）である場合

※この場合、兼務できる工事件数に制限を設けない。

ウ 赤磐市が発注する災害復旧工事で、次のすべての要件を満たす場合

(ア) 工事場所が赤磐市内であること。

(イ) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制を確保し、発注者が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等の適切な対応を行えること。

(ウ) 兼務する工事現場のいずれかに常駐していること。

なお、営業所の専任技術者にあつては、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていることから、この条項の対象となりません。また、現場代理人と主任技術者等との兼務は認められていますが、兼務の場合は、主任技術者等は原則として工事現場に常駐が必要となります。

(3) 現場代理人に請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係を求めていること。

工事請負契約書第 11 条第 6 項

現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとする。

(健康保険被保険者証の写し等で確認する。)

現場代理人に付与される権限の重要性並びに適正な工事の施工を図るために直接的かつ恒常的な雇用関係を求めることとしております。

契約手続きの際には雇用関係の証明できるものを提出してください。

5 請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような技術者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

なお、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために配置する監理技術者等については、「恒常的な雇用関係」として、入札の申込みのあった日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることが必要です。

ここで、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札、公募型指名競争入札等 ＝ 入札参加申請日

通常指名競争入札 ＝ 入札の執行日

随意契約 ＝ 見積書の提出日

6 「現場代理人」と「監理技術者または主任技術者」の関係

		現場代理人		監理技術者		主任技術者	
		当初請負金額の合計が4,000万円以上	当初請負金額の合計が4,000万円未満	請負金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上	請負金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満	請負金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上	請負金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満
請負契約が同一の場合	現場代理人	—		兼務可		兼務可	
請負契約が異なる場合	現場代理人	当初請負金額の合計が4,000万円以上	兼務不可	兼務不可	兼務不可		兼務不可
		当初請負金額の合計が4,000万円未満	兼務不可	兼務可			
	監理技術者	請負金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可
		請負金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満	兼務不可	兼務不可	兼務可	兼務不可	兼務可
	主任技術者	請負金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可
		請負金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満	兼務不可	兼務不可	兼務可	兼務不可	兼務可

7 主任技術者の兼務制限

請負金額が4,500万円未満（建築工事にあっては、請負金額が9,000万円未満）の市発注工事において、1人の主任技術者が兼務できる工事数は3件以下とする。ただし、請負金額500万円未満の工事は除く。

なお、営業所専任技術者が工事現場に兼務して配置されることは例外的に承認されていることであり、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する場合に限り1件までの兼務を認めることとする。

第2 一般競争入札等における配置予定技術者

1 一般競争入札等の入札参加資格申請時における配置予定技術者

赤磐市が発注する一般競争入札、公募型指名競争入札等の入札参加資格申請時に提出を求めている関係書類に記載する技術者の資格、工事実績等については、以下の条件を満足しなければなりません。

赤磐市が発注する一般競争入札、公募型指名競争入札では、参加しようとする入札案件ごとに、別の配置予定技術者が必要です。（専任義務を必要としない工事を除く。）

- (1) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（3箇月以上の雇用関係）があり、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事については、契約期間中、本工事現場に専任で配置できる技術者であること。
- (2) 入札に参加しようとする1件の工事につき、1人の監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が5,000万円（建築一式は8,000万円）未満の場合は主任技術者）を配置予定技術者として入札参加申請すること。
（専任が求められる工事では、1人の技術者で複数の工事に入札参加申請をすることはできない。また、先に公告のあった工事に配置予定をしていた技術者は、その工事の落札決定があるまでは、後から公告する別の工事の配置予定技術者とすることはできない。）
- (3) 現在、他工事に配置している技術者又は現場代理人を配置予定技術者とする場合は、入札の申し込みのあった日に配置可能な技術者としてすること。
（配置可能な技術者として認められる場合は、現在配置している工事が完成（竣工検査を終了していること。）し、事務手続き、後片付け等のみが残っている場合、又は、下記第3で示す途中交代が認められることが証明される場合に限る。）
- (4) 一般競争入札、公募型指名競争入札の公告に定める期日までに、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明する各種資料（以下「確認資料」という。）が提出できること。
- (5) 期日までに確認資料を提出しない場合、確認資料により入札参加申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、又は工事契約時に配置予定技術者を配置できなかった場合は、赤磐市の指名停止措置を行うことがある。

2 配置予定技術者の確認資料

- (1) 配置予定技術者の資格を証明するもの 次のいずれかの資料を提出してください。

ア 監理技術者

監理技術者資格者証（表・裏）の写し

イ 主任技術者

資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）

- (2) 直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる次のいずれかの写しを提出してください。

ア 監理技術者資格者証（表・裏）

イ 健康保険被保険者証

ウ 住民税特別徴収税額（変更）通知書

エ 雇用保険者証

第3 現場配置技術者の変更

- 1 監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日）の趣旨に基づき、監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）の変更は、原則として認めません。

監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日）

（4）監理技術者等の途中交代

- ・ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。
- ・ なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ・ また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

2 請負者からの協議により、例外的に監理技術者等の変更を認める基準

(1) 工事現場の専任義務を要する工事

4,500万円（建築一式は9,000万円）以上の工事については、工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、次のアからキのいずれかに該当し、かつ、下記(3)の条件を満足する場合に限り、請負者からの協議に対して承諾することにより変更を認めます。

ア 死亡

請負者から「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合。

（該当者の死亡診断書等公的書類の提出は求めない。）

イ 病気等

請負者から「該当技術者本人が病気等のため、監理技術者等として現場に専任し職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

この際、請負者に該当者の病状が確認出来る診断書等資料の提出を求め、明らかに現場に専任して監理技術者等の職務が遂行出来ないと判断される場合に限る。

ウ 退職

請負者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合。

（該当者の退職を確認できる書類の提出を求めます。）

エ 転勤

単なる請負者の都合による転勤でなく、該当技術者本人の人道上やむを得ないと判断される理由による場合。

(該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提出を求めます。)

※1

※2

オ 発注者の責による工期延期：大幅な工期延期の場合は認める。

※3

カ 現場条件による工期延期：同上

キ 長期間工事

工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合。

※1 発注者の責による工期延期とは、例えば「用地調整」、「占用物件調整」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

※2 大幅な工期延期とは、工事請負契約書第53条第1項(2)に準拠して「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を越えるときは、6月)を越える場合」を目安とする。

※3 現場条件による工期延期とは、例えば「地質条件」、「工法変更」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

(2) 工事現場の専任義務を要しない工事

4,500万円(建築一式9,000万円)未満の工事については、下記(3)の条件を満足していれば、請負者の協議に対する承認により変更を認めます。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は、上記(1)と同様の取扱いとします。

(3) 技術者の変更が認められる場合の共通条件

ア 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

イ 交代前後における技術者の技術力が同等(公募条件等に適合している等)以上に確保されること。

ウ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

★重複配置期間の基準

(ア) トンネル等長期工事で、かつ残工期が全体工期の1/2以上：1ヶ月

(イ) (ア)以外で工事の残工期が6ヶ月以上：1週間

(ウ) (ア)、(イ)以外：1日